

丸八カードローンカード規定

1. カードの利用

カードローンカード（以下「ローンカード」といいます）は、次の場合に利用することができます。

- (1) 当組合のオンライン現金自動預払機（以下「ATM」といいます）を使用してローンカードの貸越を受ける場合（以下貸越を受けることを単に「払戻」といいます）。
- (2) 現金支払業務を提携した金融機関等（以下「提携先」といいます）の現金自動払機（以下「CD」といいます）又はATM（以下CDとATMを合わせ「自動機」といいます）を使用して払戻しをする場合。
- (3) 当組合及び提携先の自動機を使用してローンカードの残高照会をする場合
- (4) 自動機又は当組合の窓口において貸越金の随時返済をする場合。

2. 自動機による払戻し

- (1) 当組合及び提携先の自動機を使用して払戻しをする場合には、自動機の画面表示等の操作手順に従って、自動機にローンカードを挿入し、届出の暗証番号及び金額を正確に入力してください、この場合払戻請求書の提出は必要ありません。
- (2) 自動機による払戻しは1千円単位とし、1回あたりの払戻しは、当組合又は提携先所定の金額の範囲内とします。
- (3) 自動機を利用して払戻しをする場合に、払戻請求金額と後記第4条第1項に規定する自動機利用手数料の合計額が払戻すことができる金額を超えるときは、その払戻しはできません。

3. 自動機による随時のご返済

- (1) 当組合及び提携先の自動機を使用して随時のご返済をする場合には、自動機の画面表示等の操作手順に従って、自動機にローンカードを挿入し、現金を投入して操作してください。
- (2) 自動機による随時のご返済は1千円単位とし、当組合（提携先の自動機を利用する場合はその提携先）が定めた範囲内とします。
- (3) 前記第1項の操作において、自動機の画面に表示された入金金額等を確認のうえ、操作確認してください。

4. 自動機の利用手数料

- (1) 提携先の自動機を使用して払戻し又は随時返済をする場合には、提携先所定の自動機の利用に関する手数料（以下「自動機利用手数料」といいます）をいただきます。ただし、当組合は利用回数によらず、その翌営業日に自動機利用手数料を還付します。
- (2) 自動機利用手数料は、払戻し又は随時返済をした時に、自動的に貸越を行ないません。なお、提携先の自動機利用手数料は、当組合から提携先に支払います。

5. ATMの故障等の取扱い

- (1) 停電、故障等により当組合のATMによる返済の取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、当組合窓口でローンカードにより返済をすることができます。

す。

- (2) 停電、故障等により当組合のATMによる借入の取扱いができない場合には、貸越限度額の範囲内で当組合の窓口でローンカードにより借入をすることができます。なお、提携先の窓口ではこの取扱いはできません。
- (3) 前項による借入をする場合には、当組合所定の払戻請求書に氏名及び金額を記入のうえ、ローンカードとともに提出し、専用機に暗証番号を入力してください。

6. ローンカード、暗証番号の管理等

- (1) 当組合は、自動機の操作の際に使用されたローンカードが、当組合が本人に交付したローンカードであること、及び入力された暗証番号と届出の暗証番号が一致することを当組合所定の方法により確認のうえ払戻しを行いません。
- (2) ローンカードは他人に使用されないよう保管してください。暗証番号は生年月日、電話番号等の他人に推測されやすい番号の使用を避け、他人に知られないよう管理してください。ローンカードが偽造、盗難、紛失等により他人に使用されるおそれが生じた場合又は他人に使用されたことを認知した場合には、すみやかに本人から当組合に通知してください。この通知を受けたときは、直ちにローンカードによる払戻し停止の措置を講じます。
- (3) ローンカードの盗難にあった場合には、当組合所定の届出書を当組合に提出してください。

7. 偽造カード等による払戻し等

偽造又は変造カードによる払戻しについては、本人の故意による場合又は当該払戻しについて当組合が善意かつ無過失であって本人に重大な過失があることを当組合が証明した場合を除き、その効力を生じないものとします。この場合本人は、当組合所定の書類を提出し、ローンカード及び暗証番号の管理状況、被害状況、警察への通知状況等について当組合の調査に協力するものとします。

8. カードの紛失、届出事項の変更等

ローンカードを紛失した場合又は氏名、暗証番号その他届出事項に変更があった場合には、直ちに本人から当組合所定の方法により当組合に届出てください。

9. カードの再発行等

- (1) ローンカードの盗難、紛失等の場合のローンカードの再発行は、当組合所定の手続きをした後に行いません。この場合、相当の期間をおき、又は保証人を求めることがあります。
- (2) ローンカードを再発行する場合には、当組合所定の再発行手数料をいただきます。

10. 自動機への誤入力等

自動機の使用に際し、金額等の誤入力により発生した損害については、当組合は責任を負いません。なお、提携先の自動機を使用した場合の提携先の責任についても同様とします。

11. 解約、ローンカードの利用停止等

- (1) ローンカードを解約する場合又はローンカードの利用を取りやめる場合には、そのローンカードを当組合に返却してください。
- (2) ローンカードの改ざん、不正使用など当組合がローンカードの利用を不相当と認めた場合には、その利用をお断りすることがあります。その場合、当組合から請

求があり次第直ちにローンカードを当組合に返却してください。

(3) 次の場合には、ローンカードの利用を停止することがあります。この場合、当組合からの請求があり次第直ちにローンカードを当組合に返却してください。

- ① 後記第13条に定める規定に違反した場合。
- ② 期限の利益を喪失した場合。
- ③ ローンカードが偽造、盗難、紛失等により不正に使用されるおそれがあると当組合が判断した場合。

12. 譲渡、質入れ等の禁止

ローンカードは譲渡、質入れ又は貸与することはできません。

13. カードローン契約書の適用

この規定に定めのない事項については、カードローン契約書の各条項によります。

14. 規定の変更

- (1) この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上

(2022年10月3日現在)